

防大厚第686号
平成3年7月26日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛大学校学生会館の管理及び運営について（通達）

改正 平成4年4月30日防大総第459号 平成12年4月1日防大総第339号
平成19年1月9日防大総第7号 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。
なお、防大学第203号（49. 4. 1）は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛大学校学生会館（以下「学生会館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 開館時間

学生会館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 0700から2100までの間
- (2) 土曜日、日曜日及び休日 0700から2200までの間

3 休館日

学生会館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 12月29日から1月3日まで
- (2) その他学校長の定める日

4 使用区分

- (1) 学生会館の用途別使用区分は、以下のとおりとする。

ア 地階は、理髪店、宅配便及びクリーニング店

イ 1階は、売店

ウ 2階は、厚生課事務室及び喫茶コーナー

エ 3階は、部室、校友会学生委員会及び開校記念祭学生委員会室

オ 4階は、ホール、学生相談室、連絡調整室及び和室

(2) 3階部室等各室は、校友会学生委員会が使用する。

(3) 学生相談室及び連絡調整室は、訓練部学生課が使用する。

5 利用手続

(1) 集会室の利用を希望する者は、利用日の前日までに厚生課総務係に申し込むものとする。

(2) ホール及び和室は、開館時間中随時使用することができる。ただし、一定時間専用を希望する者は、利用の前日までに厚生課総務係に申し込むものとする。

(3) 開館時間外の時間に学生会館の利用を希望する者は、利用日の前日までに厚生課総務係に申し込むものとする。

6 使用及び利用上の心得

学生会館の使用者及び利用者は、次の事項を行ってはならない。

(1) 施設の改造を行うこと。

(2) 許可なく備品の搬出及び移動を行うこと。

(3) 指定された場所以外の場所で火気又は電気器具を使用すること。

(4) 指定された場所以外の場所で喫煙又は飲食をすること。

(5) 他人に嫌悪感を与えるような服装をすること。

(6) 他人に迷惑をかけるような言動をすること。

7 損傷等の報告

学生会館の使用者及び利用者は、施設を破損し、又は備品を亡失若しくは損傷した場合は、直ちに厚生課総務係に報告しなければならない。

8 その他

この通達に定めるもののほか、学生会館の管理及び運営に関し必要な事項は、総務部長が定める。